

報告第 4 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による昭和 60 年 3 月 28 日寒川町議会議決に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町の義務に属する損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 26,950 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由 令和 7 年 6 月 23 日午後 2 時 30 分頃、町が管理する  の樹木の枝葉が暴風により、 氏宅のエアコンのホースに接触し、当該ホースを固定するテープを破損させたため、その損害を賠償するものとする。

令和 7 年 8 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄